

## 津野町・訓子府町連携商品開発事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、津野町と津野町の姉妹町である北海道訓子府町(以下「訓子府町」という。)の両町の商工振興や交流発展を図るため、訓子府町で生産された農畜産資源及び加工された製品(以下「農産物等」という。)を使用した新商品の開発等に取り組む事業者(個人事業主を含む。以下「事業者等」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津野町補助金交付規則(平成17年津野町規則第36号。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 津野町内に住所を有する者で、事業所、生産施設等が津野町内に立地する者。
- (2) 本補助金を活用し開発する製品について、製造・販売に必要な免許等を交付申請時に取得している者。
- (3) 町税、使用料等を滞納していない者。

### (対象事業)

第3条 この要綱による補助を受けることができる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 北海道訓子府町で生産された農畜産資源及び加工された製品を使用した取組であること。
- (2) 開発する商品が飲食物で且つ個包装された加工品であること。なお、個包装された加工品とは「容器包装され、製造場所以外でも販売できるもの。」であり、その製品の食品表示については各法律などを遵守すること。

2 当該年度において1事業者等につき、1の対象事業を対象とする。

### (補助の対象とする経費)

第4条 補助の対象とする経費は、次に掲げるものとする。ただし、国、県その他機関の制度等により補助金を受けている場合は、補助の対象としない。

- (1) 新商品開発に必要な原材料費で且つ訓子府町から仕入れる原材料費
- (2) 訓子府町から新商品開発に必要な原材料等を仕入れる際の送料

2 次に掲げるものは対象としない。

- (1) 対象経費以外の開発経費（既存商品の改良、パッケージ製作費など）
- (2) 対象事業者の組織の運営及び維持に要する経費
- (3) 製造用器具類及び事務器具類等の設備導入・維持に要する経費
- (4) 補助事業の全てを対象とする委託費
- (5) 本事業にかかる人件費

（補助率及び補助額）

第5条 補助率は、対象経費の4分の3以内とする。

2 補助の上限額は、1件につき20万円以内とする。

（実施期間）

第6条 対象事業の実施期間は、令和5年3月17日までとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (3) その他、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、申請の認定の可否を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の構成は、副町長、まちづくり推進課長、産業課長、観光推進課長、商工会事務局長、高知県地域支援企画員、その他町長が必要と認める者をもって組織し、委員長は副町長とする。

3 町長は、申請者から申請があったときは、面談を行い、審査会に付したうえ、申請を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は速やかに認定し交付決定通知書（第4号様式）で申請者に通知する。

4 審査にあたり、町長は必要に応じ外部有識者及び申請者の所属する団体等の意

見を徴することができる。

- 5 認定された補助事業については、事業名及び事業計画を町広報等で公表するものとする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、交付決定の際の条件となるものとする。

- (1) この補助金を活用することによって完成した商品を津野町内において販売すること。なお、町内で販売すれば町外での販売を妨げるものではない。
- (2) 令和4年度中に新商品開発が完了し、令和4年度中または令和5年4月1日から販売ができるもの。
- (3) 新商品開発後（町に実績報告書を提出後）、開発した商品を3年間は製造し販売すること。※「事業実施年度に大量生産した商品を3年間少量に分けて販売する」等は認めない。
- (4) 開発した商品の商品パッケージ、商品名などに「訓子府町産〇〇を使用」など訓子府町産の物を使用していることを明記すること。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。
- (6) 原材料、送料について量や金額等が過大に見積もられていないこと。
- (7) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。この場合、原則、交付を受けた補助金については全額町に返還すること。
- (8) 補助事業の実施にあたっては、別表1に掲げるいずれかに該当するものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る高知県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(変更承認)

第10条 対象事業者は、対象事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、変更（中止）承認申請書（第5号様式）、変更事業実施計画書（第2号様式）、その他町長が必要とする書類を、町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更は、その限りではない。

ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更

イ 補助対象経費を構成する費目の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更

2 町長は、対象事業の変更（中止）承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならないこと。

#### （実績報告）

第11条 対象事業者は、対象事業の完了したときは対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する経費を支払ったことを証する書類
- (2) 完成した商品の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

#### （補助金の確定）

第12条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

#### （請求）

第13条 対象事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

#### （補助事業者の責務）

第14条 認定された補助事業者は補助金交付から3年間、年度末における事業報告書（第10号様式）を提出して報告しなければならない。

#### （補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表Ⅰ（第9条第8項）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。